

物品売買契約書

1.品名・数量	温冷配膳車 MSC-36SHB3 3台 (36膳タイプ・ショートタイプ・ハンドブレーキ付仕様) 基本設置料 既存機撤去工事料 既存機廃棄処分料
2.契約金額	円 (内訳) 物品価格 円 消費税額 円
3.引渡場所	名古屋市港区丸池町1丁目3番地 社会福祉法人なごや福祉施設協会 なごやかハウス丸池
4.引渡期日	令和2年4月15日～令和2年4月30日
5.契約保証金	免除
6.代金支払方法	物品の納入、検査後、銀行振込により行う。代金の支払いにかかる金融機関振込等の手数料は乙の負担とする。

上記について、社会福祉法人なごや福祉施設協会を甲とし、〇〇〇〇〇を乙として、甲乙間において次の条項により物品売買契約を締結する。
これを証するために本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 名古屋市昭和区紅梅町3丁目3番地
社会福祉法人 なごや福祉施設協会
理事長 各務 憲一 印

乙

印

頭書条項以外の条項

1. 乙は、この契約書および仕様書に明示されていない事項でも契約履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で施工するものとする。
2. 乙は、甲の承認がなければこの契約によって生ずる権利および義務を他人に譲渡し若しくは承認させ、またはその権利を担保に供することができない。
3. 乙は、物品を納入したときは直ちに甲に報告し、甲の指定した検査員の検査を受けなければならない。乙は検査に立ち会うものとする。検査のため変形、変質、消耗または毀損した物品の損失は、すべて乙の負担とする。
4. 物品の引渡しは、引渡場所における前項の検査に合格したときをもって完了する。
5. 第3項の検査に合格しないときは、乙は甲の指定する日までにその物品の補正または引換えをしなければならない。
6. 物品の引渡前に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生じせしめた損害である場合を除き乙の負担とする。
7. 乙は、物品の引渡後1年間その隠れた瑕疵について担保の責任を負わなければならない。
8. 相当の事由により引渡期日を変更するときは、甲乙は協議のうえ決定する。
9. この契約書および仕様書について甲乙間に意見を異にするときまたはこの契約書および仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、双方良識ある判断により協議して決定する。
10. この契約書に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。